

# 島根県報

令和2年6月30日(火)

号外 第 8 4 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

| B | 次 |  |
|---|---|--|
|   |   |  |
|   |   |  |

### 【条例】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手 (人 事 課) 3 当の特例に関する条例 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正す (税 務 課) 5 る条例 島根県県税条例の一部を改正する条例 ( " ) 6 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特 (警 察 本 部) 7

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特 (警察本部) 殊勤務手当に関する条例

### 公布された条例等のあらまし

### ◇新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例(条例第34号)

1 条例の概要

号外第84号

- (1) 職員(地方警察職員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を受け入れている病院若しくは宿泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給することとした。(第2条第1項関係)
- (2) (1)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすることとした。 (第 2条第2項関係)
- 2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとした。

### ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 条例の概要

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を令和4年3月31日までとすることとした。 (第8条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇島根県県税条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

- 1 条例の概要
  - (1) 個人の県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった一定の行事の 入場料金等払戻請求権を一定の期間内に放棄した場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にそ の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなし、寄附 金税額控除に係る規定を適用することとした。 (附則第27項関係)
  - (2) 引用する条項の整理
- 2 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

# ◇新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 (条例第37号)

- 1 条例の概要
  - (1) 地方警察職員が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を受け入れている病院若しくは宿 泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症か ら県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従 事したときは、防疫作業等従事手当を支給することとした。(第3条第1項関係)
- (2) (1)の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とすることとした。(第3条第2項関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用することとした。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務 手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

# 島根県条例第34号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊 勤務手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第 11条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス 感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規 定するものをいう。次条第1項において同じ。)により生じた事態に対処する ための職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の特例 に関し必要な事項を定めるものとする。

(防疫作業等従事手当の特例)

- 第2条 職員(地方警察職員を除く。附則第2項において同じ。)が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を受け入れている病院若しくは宿泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、職員の特殊勤務手当に関する条例第17条の規定は、適用しない。
- 2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規 則で定める額とする。

(人事委員会規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。 (防疫作業等従事手当の内払) 2 職員の特殊勤務手当に関する条例第17条の規定により令和2年2月1日から この条例の施行の日の前日までの間に職員に支給された防疫作業等従事手当の うち、この条例第2条の規定に係るものは、同条の規定による防疫作業等従事 手当の内払とみなす。 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

# 島根県条例第35号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を 改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例(昭和48年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項から第4項までの規定中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

# 島根県条例第36号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。 第19条第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に改める。 附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

27 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規 定は、公布の日から施行する。 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第37号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第11条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。次条及び第3条第1項において同じ。)により生じた事態に対処するための地方警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下この条及び第3条第1項において「職員」という。)の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務 手当の種類は、防疫作業等従事手当とする。

(防疫作業等従事手当)

- 第3条 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を 受け入れている病院若しくは宿泊施設の内部又はこれらに準ずる区域として人 事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生 命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員 会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。
- 2 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(人事委員会規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。